

たまむら花火大会協賛金募集要項

1. 協賛口数について

1口 5,000円とし、1口以上何口でもお受け致します。

2. 協賛金支払方法について

協賛金のお支払いにつきましては、以下の3通りとします。

- ア) 集金
- イ) 口座振り込み
- ウ) 窓口持参

3. プログラムへの掲載について

ア) 協賛者は、プログラムにその名称を掲載致します。

※口数により印刷サイズが違います。

イ) 協賛金100,000円以上で、指定文字・文章、ロゴ等を掲載いたします。指定文字等の希望がある場合には、申込時にその旨お伝えください。特に希望がない場合には、標準の字体を使用させていただきます。

【プログラム裏面掲載例（協賛金10万円）】



(縦5cm×横7cm 2色刷り プログラム裏面掲載)

また、協賛金20万円以上の場合は、下記のとおりプログラム表面下段にカラー掲載を承ります。



【プログラム表面掲載例（協賛金20万円）】

(縦3.5cm×横7cm 4色カラー プログラム表面下段掲載)

↓↓裏面もご覧ください↓↓

4. 申し込みについて

開催趣旨にご賛同いただき、ご協賛いただける場合は、別紙協賛申込書に必要事項をご記入の上、郵送あるいはFAX、電子メールにて送付してください。

申込書提出期限：5月16日（金）

集金・振込期限：6月6日（金）

※集金をご希望の場合、実行委員会が委託する集金担当者が指定日時に訪問します。

5. 協賛金振込手数料について

別紙たまむら花火大会協賛金申込書記載の金融機関窓口からのお振込については、たまむら花火大会実行委員会が振込手数料を負担いたします。協賛金額から振込手数料を差し引いた金額でお手続きください。

※ATM及び協賛金申込書記載の金融機関以外の店舗からのお振込の場合は振込手数料をご協賛者様でご負担頂きますようお願いいたします。

ご芳名掲載の際には、振込手数料を差し引く前の金額の欄に掲載させていただきます。なお、誤って振込手数料を協賛金額とは別に支払された場合、実行委員会や金融機関等において返金などの対応は出来かねますのでご注意願います。

6. 開催中止となった場合の協賛金の取扱いについて

台風等の荒天により、花火の打上が不可能であると判断された場合には花火大会開催は中止となります。開催中止となった場合、既に頂いた協賛金につきましては次年度大会以降等に繰り越しさせていただきますのでご了承くださいませようお願いいたします。

※荒天のため開催中止となった場合にも各種支払が発生してしまうため、各種支払後の残金を繰越させていただきます。

7. 協賛金の申込みについての確認と協賛金の集金について

協賛金の集金業務につきまして、一部の業務をたまむら花火大会実行委員会が株式会社JTBに業務委託しております。ご協賛内容について株式会社JTBよりお問合せさせていただく場合がございます。また、「たまむら花火大会実行委員会 協賛金集金員証」を携行した株式会社JTBの職員が協賛金の集金にお伺いすることがございます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

※申込先・問合せ

たまむら花火大会実行委員会事務局（経済産業課商工労働係）

〒370-1132

佐波郡玉村町大字下新田227-10（勤労者センター内）

TEL 0270-65-7144 / FAX 0270-20-4308

電子メール：hanabi@town.tamamura.lg.jp